

「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集について」に対して  
寄せられた御意見について

令和3年2月25日  
厚生労働省労働基準局  
安全衛生部計画課

標記について、ホームページ等を通じて御意見を募集したところ、計10件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです。なお、以下に記載する御意見のほか、本件について賛同する旨の御意見を3件いただいております。今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

御意見の要旨	御意見に対する考え方
<p>技能講習修了証関係の改正について、施行日を1年程度延期してほしい。理由は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・修了証の発行をシステムにより行っているが、今回の改正に伴いシステム改修を実施する必要があり、時間を要する。</li><li>・登録教習機関は現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により経理状況が悪化しており、改正を受けた準備に経費や人員を割くことができない。</li><li>・本人確認の手続き等についても整理した上で、業務規程を改正し都道府県労働局あて届け出なければならないが、技能講習の受講申込は通常、講習日の2ヶ月前頃に受けるものであり、業務規程に係る手続きについてもそれまでに完了しなければならない。</li></ul> <p>(同趣旨御意見 他4件)</p>	<p>御意見を踏まえ、今般の改正のうち技能講習等の修了証及びその交付手続等に係る様式の改正規定については、施行期日を1年遅らせて令和4年4月1日とします。</p>
<p>改正には反対である。</p> <p>旧姓の併記は女性活躍にはあたらない。何故かという旧姓併記の時点で何らかの申し込みをしているからである。申込みが必要なのであれば旧姓から婚姻姓への変更手続きも同じ手間であるためだ。</p> <p>旧姓使用は認めるべきではない。SNS等で使用できる程度に留めるべきである。</p>	<p>本改正は、従来戸籍上の氏名を記載することとしていた資格証に旧姓を使用した氏名等の併記を認めることで、当該資格証を用いて活動する方が旧姓等を使用しやすくし、ひいては社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、働きたい女性が不便さを感じ、働く意欲が阻害されることのないようにすることを目的としています。</p>
<p>「旧姓等」は併記すべきでない。修了証の備考欄追記や裏書き等による対応とすべきである。</p> <p>理由は以下のとおりである。</p> <p>まず、登録教習機関の修了証発行業務における修正等を施す箇所が多くなり、かえって煩雑かつ管理しづらくなることが予想される。</p> <p>そもそも、姓名は個人を区別する一番基本的かつ信用される情報である。</p>	<p>本改正は、技能講習等の修了証にこれまでどおり氏名が記載されることを前提に、付加情報として括弧書きで旧姓等の併記を認めるものであって、個人を特定する情報としては、引き続き氏名が使用されます。</p> <p>なお、登録教習機関への負担に関する御意見を踏まえ、今般の改正のうち技能講習等の修了証及びその交付手続等に係る様式の改正規定については、施行期日を1年遅らせて令和4年4月1日とし、準備期間を確保しま</p>

<p>旧姓の記載を認めることは、姓名を2通り認めることも同然で、いわゆる通り名や源氏名に半ば公的な信用を与えることになりかねない。</p> <p>実際的な問題として旧姓を使いたければ追記で十分であり、制度化する必要はまったくないと考える。</p>	<p>す。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------